

みやぎ環境交付金事業 Q & A

宮城県環境生活部環境政策課

令和3年2月策定
(令和7年3月改定)

目次

1 共通事項	4
(1) 基本的事項	4
Q. 1 みやぎ環境交付金事業とは何か。	4
Q. 2 要綱別表に規定している対象外となる事業のうち、「森林環境譲与税」の用途に定められた取組とはどのような事業か。	4
(2) 経費・事業期間等	4
Q. 3 国や県の補助事業の自己負担（市町村負担）額として交付金を活用してもよいか。	4
Q. 4 複数の市町村や関係団体で構成される協議会等に対し、当該協議会等の幹事や事務局を担っている市町村が補助事業を行う場合、交付金の対象となるのか。	4
Q. 5 事務手続きに関する年間のスケジュールはどのようになっているのか。	5
Q. 6 消費税仕入控除への対応はどのように行えばよいか。	5
(3) 事業計画	6
Q. 7 事業計画を検討する上での留意点は何か。	6
Q. 8 事業計画書の中で、事業効果として「二酸化炭素の削減効果」の記載があるが、どのように算出するのか。	6
Q. 9 「みやぎ環境交付金事業」と、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業とを併用する場合、二酸化炭素の削減効果はどのように取り扱われるのか。	6
Q. 10 防犯灯等における点灯時間の考え方はどのようにすればよいか。	7
(4) 事業着手	7
Q. 11 事業着手日はどの時点をつめるのか。	7
(5) 計画変更	7
Q. 12 事業予定日が事業計画書に記載した日付より延びる場合、変更届は必要なのか。	7
(6) 実績報告	8
Q. 13 事業完了日はどの時点をつめるのか。	8
Q. 14 交付要綱第 10 第 4 項(1)ニ及び同項(2)ハに規定されている実績報告書に添付する「その他知事が必要と認める書類」とは何か。	8
(7) 事業の廃止	8
Q. 15 災害の発生等により、事業を取りやめる場合はどうすればよいか。	8
(8) 事業内容の周知・広報	8
Q. 16 他者が所有する電柱等に設置された照明器具等への表示や周知方法はどのように行えばよいか。	8
Q. 17 諸般の事情により直接表示が困難な車両等への表示や周知広報はどのように行えばよいか。	8
Q. 18 事業計画は実績の公表はどのように行えばよいか。	8
(9) 財産管理台帳の作成方法	9
Q. 19 市町村で整備している既存の台帳がある場合でも、様式第 12 号の財産管理台帳を作成しな	

ければならないのか。	9
2 メニュー選択型事業	10
(1) 事業趣旨・対象事業等	10
Q. 20 複数の事業メニュー分類に係わる取組は、対象事業となり得るのか。	10
(2) 交付額・充当対象等	10
Q. 21 各市町村への交付金交付上限額はどのように決められるのか。	10
Q. 22 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。	10
Q. 23 複数年度の交付金額を積み立てて事業を行うことができるのか。	10
(3) 事業着手	10
Q. 24 複数の事業を実施する場合、事業ごとに交付決定前着手届を提出するのか。	10
(4) 計画変更	10
Q. 25 事業計画の変更は可能なのか。	10
Q. 26 事業計画の変更承認が不要な場合と必要な場合には、どういった事例があるのか。	11
Q. 27 事業着手後に他事業からの経費の流用は可能か。	11
Q. 28 入札の結果により請負差金が発生した場合や補助件数が計画よりも少なかった場合への対応 はどのようにすべきか。	12
Q. 29 事業着手後に、新たな事業を追加することは可能なのか。	12
(5) 実績報告	12
Q. 30 複数の事業を実施する場合、いつ実績報告書を提出するのか。	12
(6) 事業メニュー分類毎の個別事業における留意点	12
①公共施設等におけるCO ₂ 削減対策	12
Q. 31 新築施設への太陽光発電設備やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。	12
Q. 32 太陽光発電システムを設置する際、架台接地面の防水シートの交換や床面の修繕は対象経費 となり得るのか。	13
Q. 33 蓄電池設置は対象事業となり得るのか。	13
Q. 34 公共施設の照明のLED化事業等において、1年目：設計、2年目：工事といった工程で実 施する場合、1年目の設計は対象事業となり得るのか。	13
③自然・海洋環境保全	13
Q. 35 対象事業に「環境教育施設の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く」とあるが、どうい った事業のことを指すのか。	13
Q. 36 事業例に記載されている環境教育施設の充実化はどのような取組を指すのか。また、自然・ 海洋環境保全に関する事業では、どのような取組が対象となり得るのか。	13
④野生鳥獣対策	13
Q. 37 野生鳥獣対策における対象動物をニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマに限定する理由 は何か。	13
⑥再エネ・省エネ機器導入支援	14
Q. 38 県事業で実施される太陽光発電設置補助等と同様の事業は対象事業となり得るのか。	14
⑦気候変動への適応	14
Q. 39 「公共施設への熱中症指数計の設置」が事業例として挙げられているが、その他の熱中症対	

策も対象事業となり得るのか。	14
3 市町村提案型事業	15
(1) 交付額・事業期間	15
Q. 40 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。	15
(2) 事業計画.....	15
Q. 41 二酸化炭素の削減量を算出できない事業は不利になるのか。	15
Q. 42 施設整備や資機材の購入は事業対象となるのか。	15
(3) 計画変更.....	15
Q. 43 事業計画の変更は可能なのか。	15

1 共通事項

(1) 基本的事項

Q. 1 みやぎ環境交付金事業とは何か。

みやぎ環境交付金事業は「みやぎ環境税」(※)を財源とした市町村支援事業であり、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、一定の額を交付するものです。

※ 「みやぎ環境税」は、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として、平成23年4月から導入したものです。

Q. 2 要綱別表に規定している対象外となる事業のうち、「森林環境譲与税」の用途に定められた取組」とはどのような事業か。

森林環境譲与税は、市町村が、自然的条件等が悪く採算性の低いなどの理由で所有者等による整備が行き届かなかった森林(=林業経営に適さない森林)の経営権を取得し、市町村自身を実施する森林整備に関する費用に充てるものです。

一方、みやぎ環境税は、所有者等による、自然的条件等が良く採算性の高い林業経営に適した森林の整備に対する支援等に関する費用に充てるものです。

いずれも用途が森林整備という点で共通していますが、その目的が異なっており、森林環境譲与税に該当する森林整備の事業については本交付金の対象外です。

さらに、「森林整備を担う人材の育成・確保」、「森林の公益的機能に関する普及啓発」、「木材利用の促進」も森林環境譲与税の用途事業であるため、本交付金の対象外です。

なお、交付決定された事業において森林環境譲与税との併用が認められた場合には、交付決定を取り消す場合があります。

(2) 経費・事業期間等

Q. 3 国や県の補助事業の自己負担(市町村負担)額として交付金を活用してもよいか。

みやぎ環境交付金事業としては、他の補助事業の自己負担額として交付金を活用しても差し支えないですが、活用しようとする補助事業において「他の補助事業の充当は不可」といった規定がないか確認願います

Q. 4 複数の市町村や関係団体で構成される協議会等に対し、当該協議会等の幹事や事務局を担っている市町村が補助事業を行う場合、交付金の対象となるのか。

交付金の対象となります。

Q. 5 事務手続きに関する年間のスケジュールはどのようになっているのか。

以下のとおり予定していますが、年度によって内容や時期が異なることがあり得るため、毎年度実施する担当者説明会で示します。

年度	月	内容（メ：メニュー選択型，提：市町村提案型）
前年度	9月	（中旬）事業計画照会・交付上限額（案）通知（メ） （中旬）事業計画照会（提）
	10月	（下旬）事業計画提出期限（メ） （中旬）事業計画協議提出期限（提） （下旬）事業計画審査委員会（提）
	11月	（上旬）審査結果通知（提） （中旬～下旬）事業計画ヒアリング（メ）
	}	
	3月	（下旬）内示・交付申請書提出通知（メ・提） ※県議会議決後
当該年度	4月	（下旬）交付申請書提出期限（メ・提） ※必要に応じて交付決定前着手届出提出
	5月	（下旬）交付金交付決定（メ・提）
	}	計画変更がある場合、随時計画変更承認（メ・提） 事業完了次第、実績報告書提出（メ・提）
	2月	（末日）実績報告書提出期限（メ・提）
	3月	（下旬以降）交付金の額の確定通知、交付額支払（メ・提）

Q. 6 消費税仕入控除への対応はどのように行えばよいのか。

消費税仕入控除とは、納税義務者が申告時に課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算され、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る時は、控除不足分が還付される制度です。

この場合、補助金受給を受けた経費の消費税についても控除することができるため、補助金を受けた経費に係る消費税額が事業者に滞留することになります。

みやぎ環境交付金事業は県民税の超過課税である「みやぎ環境税」を財源とした事業であることから、その活用に当たって特定の者への過剰な利益となることは認められません。

したがって、住民や事業者への補助事業を実施する場合には、補助金交付要綱に以下の旨を規定する等により対応願います。

- ① 消費税相当額を予め交付対象経費から除く。
- ② 交付決定時には消費税を対象とするが、消費税の申告により消費税仕入控除額が確定した場合は、速やかに返還することとする。

なお、市町村自らが実施する事業において、対象施設管理者が企業会計等を採用しており、消費税仕入控除が発生する可能性がある場合（病院、水道事業等）は、あらかじめ消費税を対象経費から除外願います。

（３）事業計画

Q. 7 事業計画を検討する上での留意点は何か。

「みやぎ環境税」の導入趣旨に照らし、アウトカム指標としての費用対効果（CO₂削減効果、生物多様性、経済波及効果、雇用創出効果、普及啓発・環境教育の効果など）の観点から検討願います。

Q. 8 事業計画書の中で、事業効果として「二酸化炭素の削減効果」の記載があるが、どのように算出するのか。

二酸化炭素の削減効果は、例年事業照会時に添付する「二酸化炭素削減量簡易算出シート」を活用し、事業実施により削減される電気の使用量や燃料の使用量を二酸化炭素削減量に換算し、算出してください。

なお、算出に使用する電気の二酸化炭素排出係数は毎年変化がありますので、注意願います。

Q. 9 「みやぎ環境交付金事業」と、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業とを併用する場合、二酸化炭素の削減効果はどのように取り扱われるのか。

実施によって二酸化炭素の削減が見込まれる事業については、削減効果の実績を報告いただいておりますが、県が「みやぎ環境税」を活用して実施する事業との併用事業である場合、どちらが欠けても事業遂行が困難であることから、削減効果についても県事業・市町村事業それぞれに分割することは難しいと考えます。

このことから、補助金額による按分等を行わず、生じた削減効果は全量、県・市町村それぞれの事業効果として広報していただくこととします。

ただし、統計作業上、同一の事業効果を二重計上することは好ましくないことから、県が公表する「みやぎ環境税」活用事業全体（みやぎ環境交付金事業を含む）の事業効果で

は、全量を県事業の削減効果として取り扱うこととします。

(例) 民間事業者の省エネ設備の導入に、県が3分の1、市町村が3分の1補助し、事業効果として10 t-CO₂の削減効果が見込める場合。

○各事業実施主体による広報

県 } 事業効果を10t-CO₂としてそれぞれ広報
市町村 }

○県がまとめる統計

県 → 事業効果を10t-CO₂として集計

市町村 → 事業効果を0t-CO₂として集計

Q. 10 防犯灯等における点灯時間の考え方はどのようにすればよいのか。

街灯、防犯灯、商店街や都市公園等の屋外照明は、基本的には自動点滅装置を備えており、設定照度によって点灯・消灯するものであるため、改修対象となる照明機器の設定内容を確認して、日点灯時間を決定願います。

なお、本県における日の入・日の出時間から勘案すると10～12時間程度の日点灯時間と想定されます。

(4) 事業着手

Q. 11 事業着手日はどの時点を捉えるのか。

委託契約や請負契約により実施する事業の場合、市町村内部における事業の施行(起工)伺いをたてた日をもって事業着手日とします。

補助事業の場合は以下のとおりとします。

(1) 補助要綱未策定の場合

要綱施行日をもって事業着手日とします。4月1日以前に施行した場合は、4月1日とします。

(2) 補助要綱策定済みの場合

当年度事業の募集開始日をもって事業着手日とします。4月1日以前に開始した場合は、4月1日とします。

(5) 計画変更

Q. 12 事業予定日が事業計画書に記載した日付より延びる場合、変更届は必要なのか。

事業完了日が当年度の2月末日を超えなければ、変更届等の提出は必要ありません。ただし、完了日が事業計画書に記載した日付を超えることが判明した時点で、所管保健所又は環境政策課(メニュー選択型(仙台市に限る。))及び市町村提案型事業)宛てに情報提供願います。

(6) 実績報告

Q. 13 事業完了日はどの時点をつえるのか。

事業費の支出命令伺い（支払先や事業が複数ある場合は最終の支出命令伺い）の起案日をもって完了とします。概算払等により、各自治体の完了検査以前に支出が完了している場合は、完了検査日をもって事業完了とします。

Q. 14 交付要綱第 10 第 4 項(1)ニ及び同項(2)ハに規定されている実績報告書に添付する「その他知事が必要と認める書類」とは何か。

様式第 3 号の「2 実績書への添付書類」及び様式第 4 号の「3 実績書への添付書類」を参照願います。

(7) 事業の廃止

Q. 15 災害の発生等により、事業を取りやめる場合はどうすればよいのか。

様式第 8 号により、知事の承認を受けてください。

(8) 事業内容の周知・広報

Q. 16 他者が所有する電柱等に設置された照明器具等への表示や周知方法はどのように行えばよいのか。

直接表示が困難である場合は、広報誌やホームページ等による周知も可とします。

Q. 17 諸般の事情により直接表示が困難な車両等への表示や周知広報はどのように行えばよいのか。

取り外し可能なマグネットシート等による表示も可とします。

Q. 18 事業計画は実績の公表はどのように行えばよいのか。

みやぎ環境交付金事業計画・実績概要書（様式第 13 号）のホームページへの掲載や、広報誌により広く県民に周知願います。

当年度事業計画については交付決定後、前年度事業実績については交付金の額の確定後速やかに概要書等により周知願います。

(9) 財産管理台帳の作成方法

Q. 19 市町村で整備している既存の台帳がある場合でも、様式第 12 号の財産管理台帳を作成しなければならないのか。

財産管理台帳の作成は、以下のとおりとします。

(1) 既存の台帳が整備されている場合

様式第 12 号の記載内容が網羅されている場合は、新たに作成する必要はありません。既存台帳の摘要欄に記載することができる場合も、同様です。

(2) 照明改修など同一内容のものを多数管理する必要がある場合

様式第 12 号に基本事項を記載し、設置場所一覧や設置位置図を添付してください。様式第 12 号に記載しきれない内容は、一覧表に整理してください。

街灯 1 基ごとに台帳を作成する必要はありません。

2 メニュー選択型事業

(1) 事業趣旨・対象事業等

Q. 20 複数の事業メニュー分類に係わる取組は、対象事業となり得るのか。

複数の事業メニュー分類に係わる分野横断的な事業も実施が可能です。その場合、主たる目的に該当する事業メニュー分類を選択願います。

(2) 交付額・充当対象等

Q. 21 各市町村への交付金交付上限額はどのように決められるのか。

予算額2億9千万円から、250万円を基礎とする均等配分額（合計8,750万円）と、予算額から均等配分額を差し引いた額（合計2億250万円）を県内の人口比率で按分した人口比率按分額を算出し、2つの和により各市町村の交付上限額を算出しています。

Q. 22 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。

同様の事業を複数年継続して行うことは可能ですが、事業期間を複数年とすることはできません。

Q. 23 複数年度の交付金額を積み立てて事業を行うことができるのか。

交付金の積立開始年度の事業計画を協議し、承認を受ければ複数年分の交付予定金額を積み立てて、積立期間の最終年度に積み立てた交付金を事業費に充て、規模の大きな事業を行うことができます。

ただし、積み立てが可能な期間は、課税期間（令和3年度から令和7年度）内に限りません。

(3) 事業着手

Q. 24 複数の事業を実施する場合、事業ごとに交付決定前着手届を提出するのか。

各市町村で行う事業が複数ある場合は、交付決定前着手届は最も早く着手する事業を元に提出願います。いずれの届も1回の提出ですべての着手報告と見なします。

(4) 計画変更

Q. 25 事業計画の変更は可能なのか。

やむを得ない理由で、事業計画の内容の変更や事業に要する経費配分の変更が必要な場

合、事業計画を変更することができます。その際、計画変更の時期や内容により手続きが異なりますので、いずれの場合も速やかに相談願います。

(1) 交付決定前の場合

交付決定前着手届（様式第5号）又は交付金交付申請（様式第6号）に変更内容を記載した事業計画書を添付願います。

(2) 交付決定後の場合

計画変更承認申請（様式第7号）を提出願います。

なお、変更内容の事業着手は、原則として計画変更承認後となります。

Q. 26 事業計画の変更承認が不要な場合と必要な場合には、こういった事例があるのか。

変更承認が不要である事例は以下のとおりです。

(1) 入札結果によって事業費の減額が生じる場合

(2) 請負差金の発生等に伴って事業量（※）が増加する場合

※ 照明器具の設置基数、環境保全イベントの開催回数、有害鳥獣捕獲頭数など

(3) 補助事業の応募結果によって補助件数の増減が生じる場合

(4) 照明器具を交換する施設・範囲を変更する場合

(5) 交換する照明器具の機種を変更する場合

(6) LEDや電動車等のリース事業の初年度において、契約相手方との支払い手続きに係る協議の結果、本交付金により計画していた期間のリース料の支出命令を2月末日までに完了させることが困難となった場合

なお、上記(1)から(6)までの「変更承認が不要である事例」に該当していても、以下の事例に該当する場合は変更承認が必要となります。

(1) 個別事業を追加・廃止する場合

(2) 事業量が20%を超えて減少する場合

※ 資材等単価の上昇に伴う事業規模の減少、補助事業の応募結果による補助件数の減少は含まれません。

(3) 交付決定額を増額する場合

(4) 1つの事業において、経費（＝交付金充当額、以下同じ）が交付決定額の20%を超えて減少する場合

(5) 個別事業間の経費の流用において、流用前の20%を超えた増減が生じる場合

（Q. 27 参照）

Q. 27 事業着手後に他事業からの経費の流用は可能か。

可能ですが、変更承認が必要な場合があります。

(1) 変更承認が必要な例

A事業 当初経費 5,000 千円 → 変更後経費 4,700 千円、
B事業へ 300 千円流用（6%流用）

B事業 当初経費 1,000 千円 → 変更後経費 1,300 千円
A事業から 300 千円流用（30%流用）

この場合、B事業の経費が流用前の20%を超える増額となるため、変更承認が必要となります。

（2）変更承認が不要な例

A事業 当初経費 5,000 千円 → 変更後経費 4,950 千円
B事業へ 50 千円流用（1%流用）

B事業 当初経費 1,000 千円 → 変更後経費 1,050 千円
A事業から 50 千円流用（5%流用）

この場合、20%を超える増減額がないため変更承認は不要です。

Q. 28 入札の結果により請負差金が発生した場合や補助件数が計画よりも少なかった場合への対応はどのようにすべきか。

財源を有効に活用するために、事業計画の前倒しや他の事業への流用により、極力交付上限額を使い切るよう検討願います。

なお、個別事業間の経費の流用において、流用前の20%を超えた増減が生じる場合は変更承認が必要となります。

Q. 29 事業着手後に、新たな事業を追加することは可能なのか。

計画変更承認申請を提出し、審査の上、適合する取組と認められれば新たな事業を追加することが可能です。

なお、追加した事業の着手は、変更承認日以降から可能です。

（5）実績報告

Q. 30 複数の事業を実施する場合、いつ実績報告書を提出するのか。

複数の事業を実施している場合は、すべての事業が完了した時点で提出願います。

（6）事業メニュー分類毎の個別事業における留意点

①公共施設等におけるCO₂削減対策

Q. 31 新築施設への太陽光発電設備やLED照明の設置は対象事業となり得るのか。

太陽光発電設備については対象となりますが、LED照明については対象外です。

Q. 32 太陽光発電システムを設置する際、架台接地面の防水シートの交換や床面の修繕は対象経費となり得るのか。

太陽光発電システムの設置と一体的に行う場合は、対象経費になります。

Q. 33 蓄電池設置は対象事業となり得るのか。

既に太陽光発電システムが設置されている施設、又は太陽光発電システムの設置と併せて導入する場合は対象事業となります。その場合、太陽光発電システム設置の予算は別財源でも可能です。

Q. 34 公共施設の照明のLED化事業等において、1年目：設計、2年目：工事といった工程で実施する場合、1年目の設計は対象事業となり得るのか。

設計に基づく工事が「みやぎ環境税」の課税期間内に実施されるものに限り、対象事業となります。

③自然・海洋環境保全

Q. 35 対象事業に「環境教育施設の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く」とあるが、こういった事業のことを指すのか。

環境教育施設の本体整備とは、施設の補修工事や机、電子機器などの備品購入等が該当します。公園等の基本的施設整備とは、公園等設置のための土地の造成工事や構造物設置、電気・水道工事等が該当します。

Q. 36 事業例に記載されている環境教育施設の充実化はどのような取組を指すのか。また、自然・海洋環境保全に関する事業では、どのような取組が対象となり得るのか。

環境教育施設の充実化とは、直接的に環境教育へ直接結び付く展示資料の更新や図書の購入等が該当します。

自然・海洋環境保全に関する事業は、公園内への植栽やビオトープ整備等が対象事業となり得ますが、住民が参加する取組であることが前提条件となります。

④野生鳥獣対策

Q. 37 野生鳥獣対策における対象動物をニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマに限定する理由は何か。

県で実施する「みやぎ環境税」を活用した野生鳥獣対策事業は、農林水産業の被害対策という趣旨ではなく、生物多様性や自然生態系への影響が懸念される動物への対策という観点で事業を実施しており、みやぎ環境交付金事業においても同様の考えのもと、対象動物を鳥獣保護管理法に基づく第2種特定鳥獣管理計画を定めている動物（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマ）に限定するものです。

⑥再エネ・省エネ機器導入支援

Q. 38 県事業で実施される太陽光発電設置補助等と同様の事業は対象事業となり得るのか。

対象事業となり得ます。

なお、他の補助事業との補助率の合計が1以上とならないよう注意願います。

⑦気候変動への適応

Q. 39 「公共施設への熱中症指数計の設置」が事業例として挙げられているが、その他の熱中症対策も対象事業となり得るのか。

対象事業となり得ます。たとえば、以下のような事業が想定されます。

- ・公共施設への冷水給水器・設備の設置
- ・公共施設へのミストファンの設置

3 市町村提案型事業

(1) 交付額・事業期間

Q. 40 事業期間が複数年に跨がることは可能なのか。

事業期間を複数年（最長で2年間）とすることも可能ですが、年度ごとに審査委員会の採択を受ける必要があります。

(2) 事業計画

Q. 41 二酸化炭素の削減量を算出できない事業は不利になるのか。

事業内容によっては直接的に二酸化炭素の削減量を算出できない事業もあることから、そのような事業については二酸化炭素の削減効果を採択基準から除外し、不利にならないよう審査を行います。

Q. 42 施設整備や資機材の購入は事業対象となるのか。

市町村提案型事業では単独のメニュー選択型事業では実施し得ない取組を採択・実施することとしております。

従って、単純な施設の整備・資機材購入はメニュー選択型事業で実施可能であることから、市町村提案型事業の対象とはなりません。ただし、導入した施設や資機材を有効に活用し、普及啓発やNPO等との連携等より広がりのある取組の一部として必要なものであれば対象となり得ます。

(3) 計画変更

Q. 43 事業計画の変更は可能なのか。

審査委員会での審査を経て採択されるという市町村提案型事業の性質上、事業計画の変更は真にやむを得ない理由がある場合のみ可能とします。また、変更内容も本来の事業内容を大きく変えるような変更は不可とします。

変更の可能性が生じた時点で環境政策課宛て相談願います。